

「軽度者への福祉用具貸与・住宅改修の原則自己負担化」に反対する全国署名

財 務 大 臣 麻 生 太 郎 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

<要望趣旨>

平成27年6月30日、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（骨太の方針2015）が閣議決定されました。この方針では、社会保障分野の歳出を重点的に削減するため、次期介護保険制度改革に向けて、「軽度者に対する生活支援サービス・福祉用具貸与やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う」ことが盛り込まれています。また、住宅改修についても原則自己負担化が財務省より意見されているところであります。

現行の介護保険制度による福祉用具のサービスは、介護支援専門員が作成する居宅サービス計画に基づき、福祉用具専門相談員が福祉用具サービス計画を作成し、これによって適切なサービスが提供され、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。

仮に、軽度者向けの福祉用具・住宅改修の利用が原則自己負担になれば、手すり、歩行器等の利用が大幅に減り、その結果転倒、骨折、そして寝たきりという重度化を招く可能性が高くなります。また、訪問介護等の人的サービスの利用が増大し、結果として給付費の抑制という目的に反して、逆に給付費の増大を招きかねません。さらに介護人材不足に拍車をかけることにもなって参ります。

以上の理由から、今後の超高齢社会に向けて、軽度者向けの福祉用具・住宅改修の利用を、現行どおり介護保険の給付対象とすることを要望します。

<要望項目>

軽度者への福祉用具貸与・住宅改修の利用を現行どおり介護保険の給付対象とすること

介護支援専門員 所属事業所名	
-------------------	--

介護支援専門員 氏 名	住 所
	都・道 府・県

呼びかけ団体	取扱い福祉用具貸与事業所
〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-15 三電舎ビル 一般社団法人 日本福祉用具供給協会 電話：03-6721-5222	

※取扱い福祉用具貸与事業所様は、上記呼びかけ団体あてに署名の原本を郵送ください。コピーや FAX は不可です。

※いただいた署名は本要望書を提出する以外の目的では使用いたしません。